

令和3年度調理師試験実施要領

1 試験日時

令和3年11月16日(火) 午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

福島県産業交流館 ビッグパレットふくしま 多目的展示ホールC
(郡山市南二丁目52番地)

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

4 受験資格

調理師試験を受験できる者は、次に掲げる学歴及び実務経験を有する者とする。

(1) 学歴(次のいずれかに該当する者)

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する高等学校に入学する資格を有する者
- イ 旧制国民学校高等科又は旧制中学校2年の課程を修了した者
- ウ 調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項に規定する者

(2) 実務経験

次の施設において、2年以上調理の業務に従事した者

- ア 寄宿舍・学校・病院等であって、不特定又は多数の者に継続して1回20食以上を調理して供与する給食施設
- イ 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条に規定するもののうち次の営業施設
 - ① 飲食店営業(喫茶店営業を除く)
 - ② 魚介類販売業
 - ③ そうざい製造業
 - ④ 複合型そうざい製造業

※ ただし、次の場合は上記の調理業務に従事したとは認められない。

- ① 専ら調理品の運搬、配達及び食器洗浄等に従事していた場合
- ② 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事していた場合(栄養士等の免許取得者が栄養士等の職種としてではなく、通常の勤務体系で調理業務に従事していた場合を除く。)
- ③ パート又はアルバイトで調理業務に従事していた場合(週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上勤務していた場合は除く。)

5 受験対象者

県内居住者(受験願書に記載する住所地が県内の者)のみを対象とする。

6 受験手続

令和3年9月13日(月)から同年10月1日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)に住所地を所轄する福島県保健福祉事務所、福島市保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所へ7に定める書類等を提出すること。

※ ただし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により県内に避難している者については、最寄りの福島県保健福祉事務所、福島市保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所に提出して差し支えない。

7 提出書類等

調理師試験を受験しようとする者は、次の書類を提出すること。ただし、当該調理師試験の前、過去

5年の間において、当県の調理師試験の願書を提出し、受理された者については、当該出願時の受験票（以下「過去の受験票」という。）を提出することにより、（2）及び（3）の書類の提出を省略することができる。

提出書類	部数	備考
(1) 調理師試験受験願書	1部	
(2) 卒業（修了）証明書	1部	中学校、高等学校、短大又は大学のうちいずれかのものであること（専門学校は非該当）
(3) 調理業務従事証明書	従事期間 毎に1部	ただし、個人が証明する場合、証明者印は印鑑登録済みの印鑑を用い、印鑑証明書1部を添付すること
(4) 戸籍抄本 (該当者のみ)	1部	提出書類（2）及び（3）又は過去の受験票にて、書類の氏名と現在の氏名が異なる場合に必要
(5) 写 真	1枚	出願前6か月以内に正面から撮影した上半身かつ無帽のもので、縦4cm、横3cmの大きさのもの 裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの

8 受験手数料

- (1) 受験手数料は、6,300円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること（証紙は消印をしないこと）。
- (2) 受験手数料は、受験願書を受理した後は、どのような理由があっても返還しない。

9 合格発表

令和3年12月1日（水）午前9時から県庁前掲示板、福島県保健福祉事務所、福島市保健所、郡山市保健所及びいわき市保健所に合格者の受験番号を掲示するとともに、福島県保健福祉部食品生活衛生課ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

また、後日合格者に通知する。

10 新型コロナウイルス感染症対策に関する注意点

- (1) 試験当日に発熱、咳、全身倦怠感等、新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、試験会場に入場出来ないこと。
- (2) 別紙「令和3年度調理師・製菓衛生師試験の注意事項について」を一読し、願書提出時に署名欄に住所及び氏名を記入し、提示すること。また、試験当日においては、朝に測定した体温及び体調状態について記入し、持参すること。（受付で回収します。）
- (3) 試験当日はマスクを着用するとともに、手指消毒等の感染防止対策を徹底すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、国等からイベント等の開催が制限された場合、試験を延期又は中止する場合があること。
- (5) 上記の理由により試験が中止になった場合も、受験手数料は返還出来ないこと。

11 その他

(1) 受験票の発送

受験票は、試験日の約1週間前までに願書に記載された住所の本人あてに発送する。

なお、試験前日までに受験票が到着しない場合は、福島県保健福祉部食品生活衛生課に問い合わせること。

(2) 試験に関する問い合わせ

試験に関して不明な点は、最寄りの福島県保健福祉事務所、福島市保健所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部食品生活衛生課に問い合わせること。